

# 東洋学園大学 性の多様性に関する学生支援ガイドライン

本学は、性別や性的指向、性自認の多様なあり方などを理由とした差別を排除し、性に関する学生本人の意思を尊重し、生活、学修、進路等への不安を取り除き、安心して創造的に、学び続けられる環境を目指します。

本ガイドラインでは、「東洋学園大学 性の多様性に関する学生支援基本方針」に基づき本学が実施する基本的な対応についてまとめています。

## 1. 基礎知識

### ・ 性の諸側面

人間の「性」は、いくつかの側面に分けてとらえる必要があります。

＊生物学的性別 (sex)： 外性器、内性器、性染色体上の性別

＊性自認 (gender identity)： 自らの性別に関する認識や確信

＊性役割 (gender role)： しぐさ、振る舞い、話し方、服装、趣味など。性表現とも

＊性指向 (sexual orientation)： どの性を好きになるか

セクシュアル・マイノリティと呼ばれるさまざまな現象は、人間の性の諸側面のうち、性指向と性自認の側面に関わる現象と捉えることができます。

### ・ SOGI

どの性を好きになるかを意味する Sexual Orientation (性的指向) と、自分の性別をどう認識しているかという感覚を意味する Gender Identity (性自認) の頭文字を組み合わせた言葉です。SOGI という言葉は、すべての人が持つ感覚やアイデンティティを示していますので、この言葉を使うことで、性的なあり方の問題をすべての人が自分の問題として捉えることができるという側面があります。

### ・ セクシュアル・マイノリティ (性的少数者)

セクシュアル・マイノリティとは、「性的少数者」と訳され、「人は男性または女性のどちらかの性別に明確に分類することができる」とする考え方 (性別二元論)、および「異性を好きになることが当然であり、自然である」とする考え方 (異性愛主義) に当てはまらない現象と、その当事者のことを意味します。

さまざまな研究結果から、セクシュアル・マイノリティの当事者は人口の 3~10% 程度と推測されています。2023 年に国立社会保障・人口問題研究所が全国で行った大規模調査においては、回答者のうち 3.5% がレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・アセクシュアルのいずれかに該当するという結果が出ています。

### ・ LGBT

Lesbian (女性同性愛), Gay (男性同性愛), Bisexual (両性愛), Transgender (トランスジェンダー) という、セクシュアル・マイノリティの代表的な 4 つの現象の頭文字を組み合わせた言葉で、現在ではセクシュアル・マイノリティ全体を意味する略語として用いられています。

### ・ カミングアウト

自身のセクシュアリティについて、自発的に他人に明らかにすることを言います。カミングアウトはセクシュアル・マイノリティの当事者がしなければならないことではなく、する必要を自分が感じた時に、できるタイミングで、できる相手にすることです。もちろん、カミングアウトしないことを選択している当事者も多くいます。

- ・ アウティング

カミングアウトしたことやその内容など、他人のセクシュアリティについて、本人の承諾を得ないまま第三者に明かすことを言います。これは本人の尊厳を傷つけ、大きな精神的苦痛をもたらす重篤なハラスメント行為に該当しますので、アウティングは絶対に避けなければなりません。

故意や悪意によるアウティングもありますが、当事者から相談やカミングアウトを受けた人が、良かれと思って取った行動がアウティングになってしまうケースが多くみられることにも注意が必要です。当事者から相談やカミングアウトを受けた場合は、「誰に」「どこまで」話してよいか、必ず本人に確認してください。

- ・ アライ

セクシュアル・マイノリティのことを理解し、サポートする意思のある人のことを意味します。当事者と同じく、アライも外から見ただけではわからないため、セクシュアル・マイノリティのシンボルであるレインボーのステッカーやカードなどを身につけたりして、アライであることが分かるようにしている人もいます。

## 2. 相談窓口と流れ

本学では学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室）に性の多様性に関する相談窓口を設置しています。

- ・ 相談は対面、電話、メールで行うことができます。
- ・ 相談にあたる職員には守秘義務があります。
- ・ 教員や他部署の職員などとの情報共有が必要になる場合は、提供可能な情報内容の範囲や情報提供を行う対象などを、必ず相談者と確認したうえで行います。
- ・ 匿名での相談も可能ですが、相談内容によっては面談の必要が生じる場合があります。

## 3. 他の相談窓口との連携

本学では性の多様性に関する相談窓口のほかにも、学生が相談することのできる窓口を設けています。性の多様性に関しても、必要に応じてこれらの相談窓口との連携を図っていきます。

- ・ ハラスメント防止・対策委員会

セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに関する相談をハラスメント防止・対策委員会、学生相談室、保健室で受け付けています。

- ・ 学生相談室

対人関係、コミュニケーションや心身の健康など、学生生活上の様々な相談をすることが可能です。

- ・ 保健室

日常的な病気や怪我の応急処置・健康相談・保健指導などを行っています。体調管理や生活習慣の相談も受け付けています。

- ・ 各窓口の連絡先

- ハラスメント防止・対策委員会：[akaruiyakuen@of.tyg.jp](mailto:akaruiyakuen@of.tyg.jp)
- 学生相談室：[soudan@of.tyg.jp](mailto:soudan@of.tyg.jp)      03-3811-5497
- 保健室：[hoken-announce@tyg.jp](mailto:hoken-announce@tyg.jp)      03-3811-1594

#### 4. 本学での対応

- ・ 通称名使用

学生本人の申し出により、学内で自認する性に基づく通称名を使用したい場合、学生支援課で相談を受け付けます。その際、通称名使用を必要とする旨を記載した根拠書類をご提出いただく場合があります。また通称名使用が認められた場合、通称名と戸籍上の氏名等の同一性の証明については、学生本人の責任において行うこととなります。

- ・ 健康診断の受診について

本学で実施する定期健康診断では着替えを要する場面があります。個別での受診や配慮などを望む場合は保健室で相談を受け付けます。

- ・ 提出書類について

大学に提出する書類は書類の性質上、必要な場合のみ性別の記載を求めます。

- ・ 大学発行の証明書等について

本学で発行する証明書等は、書類の性質上、必要な場合のみ記載します。

- ・ 性別にかかわらず使えるトイレ

本学では性別にかかわらず使えるトイレとして、本郷キャンパス1号館1～5階、4・5号館1～2階に多目的トイレが設置されています。

- ・ 更衣室

本郷キャンパス1号館1～5階の多目的トイレに、フィッティングボードが設置されています。性別にかかわらず使用することができ、トイレ内での更衣が可能です。特に申し出等の必要なく、だれでも自由に使うことが可能です。

#### 5. 見直し・改定

このガイドラインの改廃は、大学運営協議会の議を経て学長が行う。

##### 附則

このガイドラインは2025年4月1日から施行する。

参考：当事者が大学生活で困りがちなことと、対応・配慮の原則

- ・ どんな場でも当事者がいることを前提に

人の性のありようは外から見てわかるものではないため、実際に当事者が身近にいてもわからないことも多く「自分の身近に当事者はいない」という感覚を抱きがちです。しかし「基礎知識」の項で紹介しているように、少なくとも人口の3%ほどはセクシュアル・マイノリティの当事者であると推測されていますので、学生、教員、職員、どの立場にも当事者がいることを前提とするべきでしょう。特に性に関する情報を特定し得る話題については注意が必要です。例えば、自己紹介等で話題を指定する際、出身高校（男子校、女子校）でも性別が判断できますから、そういった性別を判断できるような話題を指定するのはできるだけ避けた方が良いと考えられます。

- ・ 敬称について

セクシュアル・マイノリティ当事者であるか否かにかかわらず、性別で敬称を「さん」「くん」などと使い分けたり、英語の授業で Mr. と Ms. を用いて呼びかけることに違和感を持つ人もいます。なるべく性別で敬称を使い分けないことが望ましいと考えられます。

- ・ 差別的・侮蔑的な言葉

私たちは誰でも、ちょっとした言葉に傷つくことがあります。セクシュアル・マイノリティに関しても、日常的な言動への配慮が必要です。例えば「オカマ」「ホモ」「レズ」といった言葉は、多くの場面で差別的・侮蔑的ニュアンスで用いられてきた経緯があります。また「アッチ系」「オネエ系」など、当事者を揶揄するような表現も、用いるべき言葉とは言えないでしょう。

特に学生がこうした言葉を用いている場面に教員が同席している場合は、そうした表現が不適切であることを指導することが求められます。

- ・ 相談やカミングアウトを受けた場合

カミングアウトは、その人のセクシュアリティに関する情報の無制限な公開許可ではありません。何らかの対応を考えるにあたっては「誰に」「どこまで」話してよいか、必ず本人に確認してください。しかし一方で、それまで表にしていなかった秘密や思いもよらないことを打ち明けられれば、戸惑いや困惑を感じることもあるでしょう。相談窓口は守秘義務がありますので、そうした場合でも相談することが可能です。一人で抱え込まず、一緒により適切な対応を考えていければと思います。